

定例記者会見 資料	狩猟期における事故防止について	令和6年10月23日 生活安全部
--------------	-----------------	---------------------

1 岩手県における令和6年度の狩猟期間

- (1) ニホンジカ及びイノシシ  
令和6年11月1日から、令和7年3月31日までの間
- (2) ツキノワグマ  
令和6年11月1日から、令和7年2月28日までの間
- (3) キジ及びヤマドリ  
令和6年11月15日から、令和7年1月15日までの間  
いずれもオスのみを狩猟可能としている
- (4) その他の狩猟鳥獣  
令和6年11月15日から、令和7年2月15日までの間

2 銃器を使用した狩猟可能時間及び狩猟禁止区域

- (1) 銃器を使用した狩猟可能時間  
日の出から日の入りまでの間
- (2) 狩猟禁止区域  
鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域や住居集合地域等

3 警察の対応

- (1) 猟銃等講習会等における事故・違反の未然防止教養の実施
- (2) 狩猟解禁日等における関係機関との連携した指導取締り
- (3) ミニ広報紙やテレビ等を活用した広報啓発活動

4 広報事項

- (1) 狩猟者への注意喚起
  - ・ 関係法令の遵守に努める。
  - ・ 脱包を徹底する。
  - ・ 矢先の安全確認を徹底する。
  - ・ 獲物を確認してから発射する。
- (2) 山林に入る一般の方への呼びかけ
  - ・ 目立つ色の服装を心がける。
  - ・ 鈴やラジオで音を出す。

5 過去5年間における人身事故発生状況

年	R1	R2	R3	R4	R5	合計
件数	0	0	0	0	0	0
死傷者数(人)	0	0	0	0	0	0